

令和6年度秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）

（2日目）

児童保護費等負担金等（里親委託の推進）

令和6年11月15日（金）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：柴田行政改革推進本部事務局次長

平行政改革担当大臣

有識者：大屋雄裕委員（取りまとめ）、金子良太委員、亀井善太郎委員、

高島宗一郎委員

府省等：こども家庭庁、財務省

武藤行政改革推進本部事務局長

山口行政改革推進本部事務局次長

○柴田事務局次長 これより秋のレビュー２日目の議論に入りたいと思います。

昨日に引き続きまして司会を務めさせていただきます内閣官房行政改革推進本部事務局次長の柴田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから本日の最初のテーマであります「児童保護費等負担金」等、里親委託の推進について議論を開始いたします。

議論に先立ちまして、本テーマを御担当いただきます有識者を御紹介させていただきます。

慶應義塾大学法学部教授、大屋雄裕委員です。

早稲田大学大学院会計研究科教授、公認会計士、金子良太委員です。

PHP総研主席研究員、立教大学大学院社会デザイン研究科特任教授、亀井善太郎委員です。

福岡市長、高島宗一郎委員です。

高島委員にはオンラインで御出席をいただいております。

なお、本テーマの取りまとめは大屋委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

出席省庁はこども家庭庁でございます。

本テーマには平行政改革担当大臣にも御出席をいただいております。

それでは、議論に入ります。

まず初めに、事務局から主な論点等について御説明をいたします。

○事務局 御説明いたします。

児童保護費等負担金等というテーマではありますが、今回は特に里親委託の推進について議論いただきたいと思います。

里親制度というものでございますが、家庭養育優先という原則の下で、児童福祉法に基づいて保護を要する児童の養育を希望する者（里親）に委託するというものでございまして、テーマ名にあります児童保護費等負担金など４つの事業の中で費用を見ているということになっております。

これにつきましては、国が今年策定されたこどもまんなか実行計画というものにおいて

里親等委託率の数値目標を定めておりまして、令和11年度までに乳幼児につきましては75%以上、学童期以降につきましても50%以上を達成するという目標を設定しているところでございます。

一方、では、現状はどうかというところは次のスライドでございますが、この過去10年間、直近10年間で見ましても約10ポイント上昇しているということで、こども家庭庁、以前の厚生労働省を含めて取組は進んでいるところでありますが、年齢階層別に見た数値目標からまだ離れて乖離しているというところになっております。

次のスライドでございますが、都道府県や市町村別の里親等委託率の状況を見ますと、今回、高島市長に有識者として参加いただいておりますが、福岡市のほうが非常に高くなって59.4%、年齢別に平均してもなっております、それに対して宮崎県は10%余りということで、大きな格差が生じているということになっているところでございます。

このような状況を踏まえまして論点でございますが、やはり里親等委託率について目標が定められている中でこどもの最善の利益を図るということは当然の大前提でございますが、どのように事業の改善を行っていく必要があるのかということ。また、先ほど御紹介したとおり、自治体間でやはり委託率に差が生じているということについて、優良事例を横展開していく上での課題は何なのか、そのためにどういう対策を講じていけばいいのかということについて、ここは福岡市の取組も踏まえながら御議論いただければと考えております。

以上です。

○柴田事務局次長　続きまして、こども家庭庁から事業概要等について御説明をお願いいたします。まず役職とお名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

○こども家庭庁　こども家庭庁支援局家庭福祉課長の小松でございます。

私から資料に沿って里親等委託の状況について御説明を申し上げます。

まず1ページ目でございますけれども、資料1ページ目、これがいわゆる里親等委託、施設を含めて児童福祉の全体像になっております。まず、こういったお子さんであっても実親の下で家庭養育をする。そのために私どもはしっかりと子育て家庭を支援するというのがまず第一の目当てになっております。その上で、虐待でありますとか親御さんの養育困難、そういった理由によってどうしても実親の下で生活できない子どもたちにつきましては、親子分離ということ、言葉が強いですが、実親の下から離れて社会的養護下で生活することになります。

社会的養護下で生活をするといったときに、まずオレンジの部分でございますけれども、家庭と同様の養育環境、これは養子縁組でありますとか里親、また、小規模住居型児童養育事業、一般的にファミリーホームと言っておりますが、いわゆる養育者の住居で子どもたちが生活をするといったところ、これを目指しているということでございます。

一方で、こどもに課題があるとか、もしくは家庭での養育に拒否的な反応を持つお子さんもいらっしゃいますので、そういった場合には施設での支援、施設での生活ということが必要になってくるわけでございますけれども、こういった施設であっても黄色の部分でございますが、いわゆる小規模なグループホーム、小さい生活ユニットの中での生活というのを我々は目指して実際に取り組んでいるところでございます。

次、資料２ページになりますけれども、全体の社会的養護下のこどもたちがどういった推移で動いているかという御説明でございますが、まず一番上、紫のラインでございます。令和４年度のデータで社会的養護下のこどもたちというのが全体で４万１,５０７人いらっしゃいます。１０年前と比較しますと、１０年前、ちょうど平成２４年ですけれども、４万５,８２６人ということですので９.４％減少しているということでございます。

そのちょうど下の緑色のラインでございますが、これは児童養護施設で生活しているこどもたちの数になります。令和４年度２万２,５７８人、ちょうど１０年前に比べて２０％減っているというところでございます。

順番を前後しますけれども、下から２つ目の赤いラインのこどもたち、これはいわゆる乳児が生活をする施設、乳児院でございますが、乳児院のこどもたちは令和４年度で２,３０６人。これは１０年前に比べて２１％強減少しているということでございます。

一方で、濃い青いラインでございますが、ここが里親家庭で生活をしているこどもたちの数でございます。里親で生活しているこどもたち、今現在、令和４年度で６,２１７人いらっしゃいますけれども、１０年前に比べて３５.８％の増。

薄い青のライン、一番下のラインですけれども、これは先ほど申し上げたファミリーホームで生活するこどもたちの数、令和４年度で１,７５１人ありますが、１０年前に比べて約２倍強のこどもたちが今、生活をしているという状況でございます。

こういった実際のこどもたちの生活の場の変化でございますけれども、私どもが今、施策的に進めている財政措置でございますが、資料の３ページ。今回、行政レビューの対象事業として取り上げていただきましたけれども、まず１つ目、児童保護費等負担金でございます。これはどういった予算かといいますと、いわゆる里親さんに支払われる里親手当、もしくは里親支援を専ら行うための児童福祉施設である里親支援センターやこどもたちが実際に生活する児童養護施設の運営費、もしくはこどもたちの食費をはじめとした生活費でございます。

隣の列の里親支援センター人材育成事業でございますけれども、里親支援センターというのは実は今年度から制度としてスタートした児童福祉施設でございますが、この里親支援センターで里親さんの支援をする人材を育成するための研修事業、もしくは人材を掘り起こすための事業でございます。

続きまして、児童虐待防止対策等総合支援事業でございます。いわゆる総合支援事業の中に里親養育包括支援事業というのがございます。一般的にフォスタリング事業と我々、呼んでいる事業でございますけれども、このフォスタリング事業、フォスタリングという

のは里親支援のことを指しておりまして、先ほど里親支援センターのことを御説明申し上げましたが、里親支援センター以外でもいわゆる里親支援機関が様々な形で里親を支援する場合にはこちらの補助金で財政的な援助をしている、助成をしているというところでございます。

また、ちょうど真ん中、同じく総合支援事業の一つのメニューになりますけれども、里親への委託前養育支援事業でございます。これはいわゆる里親のトレーニング、研修事業、研修に係る費用を助成しているものでございます。

一番右側の里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業でございます。これはいわゆる里親養育を進めるためには、やはり世の中の周知をする必要がありますので、私どものほうでこれを用意しているところでございます。

最後、5ページ目でございます。

我々、今、申し上げたような予算を使いながら里親等委託推進のために社会的養育推進計画の見直しでありますとか里親支援センターの設置促進、自治体間ネットワーク会議の開催等でこういった里親等委託に向けて進めているところでございます。

以上でございます。

○柴田事務局次長　ありがとうございました。

それでは、これから議論に移りたいと思いますけれども、まず初めに、先ほど事務局の説明にもありましたとおり、全国の自治体の中で福岡市が最も里親等委託率が高いということでございますので、まず初めに、本日御出席の福岡市長の高島委員から福岡市の取組などにつきまして簡単に御紹介いただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

○高島委員　福岡市、高島でございます。よろしくお願いいたします。また、平大臣もよろしくお願いいたします。

福岡市なのでございますけれども、里親等委託率、これが令和2年度末時点で就学前が76.1%、そして、学童期以降が52.1%と国の数値目標を達成してございますが、とにかくこども第一、また、家庭養育優先原則に基づいて取り組んできた。しかも、ポイントは市行政だけではなくて、NPOと一緒に取り組んできたというのがすごく大きな大事な特徴かなと思っております。

資料、投影させていただきますけれども、この社会的な養育全体を3つのステップで取組を進めてまいりました。今、画面、映っていると思うので御覧いただきたいのですが、まずはステップ1では、これは里親委託へのシフトチェンジ、これを平成17年からスタートをいたしました。これは福岡市内の施設のほうが飽和状態となったというような状況もあるのでございますけれども、そのときにNPOと共同で里親フォーラムなどを開いて市内でのキャパの確保もそうですが、こどもの愛着形成の観点から里親委託へとしっかり進めていこうということでNPOと一緒にスタートできた。これで里親登録世帯を増やしていくと

いう取組をスタートいたしました。

そして、ステップ2なのですけれども、家庭養育への移行強化は平成28年からですが、こちらは特に入所の期間が長期化している施設入所児童の家庭復帰、つまり、実家庭のほうへ戻していくという視点ですね。それから、里親委託への変更、これを推進したというのが平成28年。

また、ステップ3としては、実際に実家庭に帰った、もしくは里親に預かっていたという中での家庭復帰後の支援として、親子関係を再構築したり、また、家庭生活維持のための在宅支援の強化、また、支援をマネジメントする各行政区、福岡市の場合だと中央区とか東区とかこういう区の体制も強化をしたということで、単に戻すだけではなくてその後のアフターフォローというところを非常に大事にしたという、これがステップ3となります。

施設からの家庭復帰ですとか、もしくは里親委託を進めるということは必然的に施設のほうでどんどん人がいなくなっていくということは当然施設の経営にも影響を及ぼすのですけれども、そこは施設の皆さんとしっかりお話をした上で、施設自体を改修してより家庭的な環境で養育をする、そういう場に高機能化をしていったということと、それと当然、里親委託が進めば施設に空き部屋が増えていくわけですね。ここをいわゆる短期間の預かりであるショートステイなど、こういう新たな支援施策に活用しますよという形で施設の皆さんにも御理解をいただいて一緒に進めてくるという取組を進めてまいりました。

冒頭に申し上げましたけれども、里親を支援する役割を担ってきたNPO、そういったいわゆる行政以外のステークホルダーの皆さんの存在というのが非常に大きかったと思います。この支援体制、いわゆる行政に相談できないことは民間の皆さんがとか、受けてもらうとか、もしくは専門的な立場からこどもの試し行動のようなことを預けた後、取ったときにどういように対応したらいいとか、もしくは里親同士がそういった悩みですとかいろいろなことを話し合えるとか、こういう支援体制をしっかりとつくってきたというのが非常に皆さんにシェアできることとしては大きな経験だったなと思っております。

そしてまた、そういった点からも、里親等委託率という定量的な目標も大事なのですが、結構私もいろいろなところではかの首長たちにもこういった話をすると、いいねと、では、うちもちょっと里親のリクルートを頑張るよという首長ももちろんいらっしゃるのです。ただ、こういった数字を求めるだけだと、結局里親に委託したはいいけれども、そうした後にやはり簡単ではない、人間と人間ですから、いろいろなことが起きるわけですが、そうしたときのフォロー体制がないと里親も里子も両方とも不幸になってしまうということにもなるので、では、数字だけを求めよというよりはやっぱりちょっと。それはせいては事を仕損じることもありますので、やはりこどもと里親のマッチング、フォロー体制、こうした里親委託の先の両者のWell-Beingの向上ということを見据えて進めていくということが大事ですので、もちろん数値として上げていくことも大事なのですが、そこだけが目的にならないようにということだけは留意することが大事かな。これが我々が

変今、皆さんにお話をするときに大事なポイントとして伝えているところでございます。
福岡市から以上です。

○柴田事務局次長 ありがとうございます。

それでは、今の福岡市長からのコメントも含めまして自由に御議論いただければと思います。

では、亀井委員、お願いします。

○亀井委員 ありがとうございます。

今の高島市長の話は私も本当にそう思うところで、今日の議論が何か目標に対してどうかみたいな数字が初めにありきの議論であっては決していけないなと思っています。なので、この数字について改めてこども家庭庁の考えをぜひ伺わせていただきたいと思います。

まずそもそも、この愛着率を高めたいから乳幼児が高くて75で、それから、それ以上が50である、学童期以降50であるというところなのですが、この75と50は、75であり、あるいは50であるというのは、どういう根拠を持ってまずこれを設定されたのかというところについてお伺いさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○こども家庭庁 お答え申し上げます。

まず、この里親等委託率75%、もしくは50%の数字でございますけれども、先ほど私が申し上げた、いわゆる児童養護施設と乳児院、それから、里親、ファミリーホーム、これらに入っているこどもたちの数字を分母としまして、分子として里親もしくはファミリーホームに入っているこどもの数を分子としているということでございます。

75%、50%の考え方について申し上げます、まず乳児の場合、実際に親御さんから離されて社会的養護下で生活をするわけですが、いわゆる愛着形成ということからいうと乳児の時点、乳児から1歳ぐらいになるまでの間というのは非常に重要な時期であります。そういう意味では、まず乳児については里親に委託をするということを念頭に考えていただきたい。

一方で、この75%という目標値にしたことにつきましては、何か数字をきちっと積み上げたということでは必ずしもないのですが、基本的には全ての乳児が里親、いわゆる家庭養育環境で育てられればいいのですが、例えば医療的な疾患があるとか、もしくはいわゆる障害認定されていなくても、夜、どうしても一般の赤ちゃんに比べて寝ないような赤ちゃん、こういったこどもについては専門的な職員による乳児院での支援というのが必要になってきます。そういったことを念頭に、25%ぐらい特別な支援を必要な赤ちゃんがいるということを念頭に75%という目標を掲げさせていただいています。

50%につきましては、さらにそれよりも年齢が高まったこどもたちでございますので、これは実際にケースワークの中で、先ほど、実親との関係を申し上げましたけれども、虐

待をする親であっても実親に対する気持ちをどうしても突き放せなくて、自分にはほかにお父さん、お母さん、要らないというようなことを児童福祉の現場であるというのはよく耳にします。実際にその家庭養育に入るということを拒否するようなお子さんもいらっしゃいます。また、年齢が高まってくると行動上の課題というのが大きく表出したときにはなかなか里親家庭で生活支援をするというのは難しくなってきます。そういったことを踏まえて、いわゆる学齢児については50%という目標を掲げさせていただいています。

これは75%、50%、できるだけとにかく家庭養育環境で生活をさせたいということを念頭に、地域のいわゆる児童福祉の基盤整備として75%を目指せる、50%を目指せる体制を整備してもらいたい、こういった思いで国としては目標を掲げさせていただいているところでございます。

○亀井委員 詳しい御説明、ありがとうございました。よく分かりました。

では、もう少し伺いしたいのですが、その現場感、実際の現場感、今、ケアワークのところのお話もありましたが、その現場感としては状況にあるのか。一方で、こういった数値目標があることによって、どうしてもケアワークが里親優先にゆがめられてしまっているみたいなことがないのかどうか、ここは大変懸念するところなのですが、いかがでしょうか。

○こども家庭庁 75%、50%というのは5年ぐらい前に国のほうは一旦掲げさせていただいたときには、かなり衝撃を持って自治体、現場のほうに受け止められたと承知をしております。当時から考え方というものは先ほど私が申し上げたとおりでございますけれども、では、それによってこのケースワークがゆがめられているかということについて私の受け止めであります、これは実際に児相の現場の方々とも話をしますが、それによって少なくとも児童相談所が里親等委託が難しいこどもをあえて里親に委託するというようなマインドには決してなっていないと。これはいいか悪いかは別としまして、先ほど行革事務局のほうから説明ありましたけれども、実際の里親等委託率というのが毎年度1%程度、1%を超えるときもあれば1%を下回るときもある。この角度については、この10年間、実は変わってないということでございます。少しずつ伸びていることでございますので、大きく現場のケースワークをゆがめていることはないと考えております。

○亀井委員 ありがとうございます。

最近、EBPMをやっていると、ややもすると数値目標優先になってしまうところがあって、本来、これは高島市長が冒頭おっしゃっていただいた話なのだと思うのですが、家庭的養育というところを優先させながらも、そのこどもにとってどういう育てる環境というものをつくっていくのがよいのかというところ、それは実際に現場にいらっしゃる方は専門家のそれこそ専門家倫理にかけてやってらっしゃるのだと承知していますが、そう

いうところをくれぐれもゆがめることがないように、これは厳に戒めていただいて、こども家庭庁さんもちろんそうだと思いますが、財政当局も含めて、これはぜひしっかり理解していただいて進めていただけたらいいのではないかなと。

そういう意味でいうと、数値目標云々よりもどういうようにすると、いわゆるEBPMでいうと効果発現の経路を出していくのかというところをぜひよく見ていただいて、現場の状況をよく見ていただいて、この辺り、詰めていただければいいのではないかなと思いますし、できましたならば、今、どういう状況にあるのかということについては、現場、インタビューとかいろいろなこと、別に定量的にアンケート調査をやれとか現場の負担を上げたいわけでも、皆さんの負担を上げたいわけではないのですけれども、現場の状況をインタビュー調査等々でしっかり定期的に把握していくといったような御努力というのはぜひ進めていただけたらいいのではないかなと思いました。

取り急ぎ以上です。

○柴田事務局次長 ほかにいかがでしょうか。

では、金子委員、お願いします。

○金子委員 お願いいたします。

先ほど高島市長からもありましたけれども、当時の状況として福岡は施設がいっぱいだというお話があって、そこで動く動機が非常に強かったと思うのですが、先ほどの要支援の児童数もよく地方ごとに見てみるとかなり違いがあって、もう一時保護所からなかなか次の児童施設が見つからないところもあれば、急速に少子化が進んでいることによって、もうあと数年するとかなり施設のほうにもキャパに余裕が出てくると。そういうような非常に特に若年人口減が進んでいる地域では施設のほうのキャパが相当今後余裕が出てくるとすると、あまり地方にとって里親に委託しようというインセンティブがなくなってしまう。里親さんにすると、結局里親さんと1対1での里親支援員の問題もありますし、施設が場合によっては稼働率が下がってくるという問題があって、福岡市とか非常に人口が多かったり若年人口が多いところはいいのですけれども、それ以外の多くの地域にとって里親支援を促進していくために地方自治の問題はありますが、国としてどういう施策が取れるのかというのが1点になります。

ひとまず1点目ということでよろしいでしょうか。

○こども家庭庁 ありがとうございます。

今、御指摘いただいたところ、まさに先ほど福岡市長からのお話の中にあったところに非常に重要な視点があったと思っております。実際おっしゃるとおり、若年人口が減ってきているところ、それに準じてだと思えますけれども、先ほど申し上げたように社会的養護下のこどもも少しずつ減ってきているという中で、里親等委託を進めれば当然にして実

際施設に入るこども、施設に入っているこどもというのは減っていきます。

これは当然のことであるという一方で、やはり施設につきましては先ほど高島市長のお話からもありましたけれども、施設がこれまで持ってきた専門性であるとか知見であるとかそういったことをいかに社会的養護下のこどもたちの例えば家庭の支援とか、もしくは里親支援に活用するかと、そういった視点が非常に重要になってくると思います。そういう意味では、入所型施設の機能転換というのも我々、図っていかねばいけないということだと思っております。その意味では、里親等委託を進めるとともに、施設の機能転換、例えば先ほど申し上げた里親支援センターとしての役割を担っていただく、こういうような働きかけも今、両輪でやりながら施策を進めているところでございます。

○金子委員 働きかけというのは財政的な部分と、あと言葉で話す部分があるのですが、財政的な部分等ではむしろ地方の動機を押すような何か政策は具体的にございますでしょうか。

○こども家庭庁 まず財政的なところで申し上げますと、先ほどこのレビューの事業の中で御説明申し上げた児童保護費等負担金というのは、これは国に2分の1の負担義務がかかっている非常にしっかりした財政措置でございます。この里親支援センターにかかる運営費というのもこの児童保護費等負担金に計上されておまして、国に負担義務がかかります。ですので、施設の運営費とこの里親支援センターの運営費というのはそういう意味では性格が全く同じですので、仮にある施設が里親支援センターのほうにシフトしようとしたときに、もちろん単価等々、細かい違いはありますけれども、里親支援センターに移行したときに、里親支援センターを運営するに当たって必要な予算というのは国に負担義務がある中でしっかり支援ができるというような枠組みになっております。

○金子委員 ありがとうございます。

もう一点、よろしいでしょうか。では、里親不調の問題ということで、一度児童保護施設等から里親に行かれて非常に戻ってこられる方も残念ながら多い。いろいろお伺いするところだと例えば専業主婦の方だとお母様のほうがずっと家庭にいます。その間に自傷行為があったりとかいろいろでもうメンタル的に参ってしまっただけで返さざるを得なくなったケースとか、あとはやはり途中で児相等からのコンタクトも少なかったということで、いろいろ問題が鬱積して最後、もうどうしようもなくなってしまったと。

場合によってはもう少し早く別の方が介入していたり、もう少し早く支援員の方がお話を聞いていればここまではならなかったのではないかと、そういった話というのは実際には各児相と児童保護施設とか今後もいろいろなフォーラム等でお話はされると思うのですが、やはりそういうよくないというか、言いにくい事例はなかなか共有されないということで、それぞれの里親支援

相談員の方の頭の中にはいろいろあったりとか、それぞれの児童相談所とかそれぞれの施設にはあるが、それが共有されていないというところで地方自治の問題もありますが、大臣も非常にお得意とされているデジタルな部分を使って、今、もう里親支援員の方もかなり忙しいので、これに加えていろいろ追加的な業務をするというのはなかなか難しい中で、どうやってデジタル的な部分でよくない事例とか、もしくはこうやったらうまくいったという事例を共有できるようなシステムを作り上げたらよいのでしょうか。お考えをお聞かせください。

○こども家庭庁 まず、今、言われました里親不調という言葉、いわゆる里親不調というのは実際に起こっておりまして、非常に難しい問題だと思います。里子さんに問題があったり、里親さんがバーンアウトしてしまったりと。これは里親だけではなくて、実は施設に入っているこども、いわゆる施設不調という言葉がありまして、施設に入っているお子さんでも例えば児童養護施設での支援が困難になって、そこから例えば児童心理治療施設に措置替えになるというようなこともあります。

今、先生がおっしゃったようにいい事例というのは割と横展開がしやすいと。うまくいかなかったところ、どうするのだということ、私どもも非常にそこをいろいろ内部でも検討しておりますけれども、今、実際に例えば調査研究とかで不調の背景にあるもの、このこどもの不調といっても決して要因は一つではないと考えておりますので、施設の不調も含めて里親不調も併せて私どものほうで調査研究をやりながら、その結果というのは自治体のほうにも発信をして、どういった形で防ぐことができるか、減らすことができるかということをやっていきたいと思っております。

○金子委員 中長期的には支援員の方とか児相とか施設には完全に全国的に統一的に共有されるような形という理解でよろしいでしょうか。

○こども家庭庁 結果が取りまとまれば当然そのつもりでございます。

○金子委員 そのような結果というのは何か数年に一度、調査という形でやってらっしゃるものが多いかと思うのですけれども、もう少し頻繁にデータがどんどん上げられるような状況というのはつくるのは難しいものなのでしょうか。

○こども家庭庁 今、申し上げた不調云々の調査研究、実際に今年度もやっているところがございます、いわゆる悉皆調査、統計データの的なものではなくて、ケースが特定されないように気をつけながら一般化した文言でどういった事象が里親家庭、もしくは施設で起きたかということを取りまとめていくもので、単発での調査研究をやっておりますので、来年度以降、その結果が取りまとまれば一旦発信をしたいと思っております。

○金子委員 できるだけデジタルの力も使って、現場の相談員の方のペーパーワークが可能な限り少なくそういった情報が共有できると大変ありがたいと思います。ありがとうございます。

○柴田事務局次長 大屋委員、お願いします。

○大屋委員 大屋でございます。御説明ありがとうございました。

何点か続けてお伺いしたいと思います。

1点目は、グラフ、行革事務局のほうから示していただきましたけれども、やはり自治体間でかなりばらつきがあると。その中で見るとやはり東京都とか大阪府さんが低めではあるので、都市部は難しいのかしらという感じは一方にあるのですが、高島市長がおっしゃったように福岡市が最高であるというようなことで、やはり事情はあるのだろうが、うまくいっているところとそうではないところがある。この自治体間の取組の共有というか、要するにグッドプラクティスをほかに展開するための仕組みとしてどういうものをお考えになっておられるかということをもまず一つはお伺いしたいと思います。順番にやりましょうか。では、まずそこからお願いします。

○こども家庭庁 ありがとうございます。

今、言われました自治体間の取組の差についてどういった形で我々から自治体に対して発信をしていく、サジェスチョンしていくかということでございますけれども、これまでもいわゆる里親の事業について自治体の創意工夫、要は優良事例についての発信というのはやってきたところなのですが、今年度からスタートさせたこととして、先ほちょっと御紹介申し上げた自治体間ネットワーク会議というのを始めたところでございます。これは家庭福祉課の職員を3つのチームに分けて、かつ自治体も今の取組状況を踏まえて3つのグループに分けて、日常的にヒアリングなどをやりながら実際に個々の自治体が抱えている課題というのを明らかにして、そのやり取りの中でアドバイスをしながら、年に4回を予定しておりますけれども、全体の会議で実際に出てきた自治体の課題、それから、その自治体の課題認識、その自治体がどういった取組をしているか。また、別の自治体の取組がどう参考になるかという辺りを共有するといったことを今年度スタートしたところで、これをしっかりとまずやっていきたいと思っております。

○大屋委員 ありがとうございます。

もう一方で、これは多分難しいだろうなという話は金子先生のお話からもあったのですが、うまくいかなかった、うまくいかない事由のシェアと、それに対する対策というのは必要かと思っておりますので、そこは考えていただきたいと思います。

2点目に移りますが、里子さんの中でも結構いろいろな事情があって、病気とか障害でもう本格的に難しいという方がおられる。そういう方を対象として引き受けるための専門里親という方々がいて、それはもう特別な研修を受けておられるということは承知をしておるのですが、勉強させていただいたのですが、そこまで本格的ではないのだけれども、時々難しくなる子は恐らくいて、時々トラブルになる、そういったときに専門里親のレベルまでではないのだからある程度それにふさわしいような研修みたいなものを受けていると対処が楽になるみたいなことはあるのかなと想像はするのですが、そういう形でノーマルプラスアルファぐらいの形の知識とか経験を身につけて研修を受けていただくような機会があるのかという点についてお伺いしたいと思います。

○こども家庭庁　いわゆる里親研修というのは里親登録する前の研修、それから、その後の研修というのはございます。その後のいわゆる里親トレーニングというのは、実際には今でいえばフォスタリング機関、民間の里親支援機関がやっていたいているということになろうかと思います。今後、我々が進めていきたいのは、今、まさに障害のあるお子さんについて里親さんの能力を上げるだけではなくて里親支援の観点から特に障害のあるお子さんへの支援というところに着目した事業の展開というようなことも検討したいと考えているところであります。

○大屋委員　ありがとうございます。

まだちょっと。高島先生、手を挙げている。では、そちらに譲ります。

○柴田事務局次長　高島委員、手が挙がっていますでしょうか。お願いします。

○高島委員　私でよろしいですかね。

○柴田事務局次長　よろしくをお願いします。

○高島委員　今もお話が合ったとおりなのですが、ですから、里親委託だけを推進するのではなくてこどもと保護者、また、里親等のいわゆる養育者の幸せにつながる施策、これを総合的にパッケージ化して充実をさせながら丁寧に進めていく視点というのが重要です。また、我々も今、委託率、数値的なものも上がってきているわけですが、その間に様々な経験もしてきたわけで、いわゆる失敗というか、困難があって、そして、それを克服するために新たなNPOなども含めて協力をしながら乗り越えてきた歴史というものはいろいろとシェアできることもあるかと思います。

これまでフォーラムなどを自主的に開いて、意欲のある自治体間で集まってこうしたノウハウをNPOも一緒になって共有してきたりだとか、それから、私自身も首長同士でこうい

う勉強会を一緒にやったりということはしてきたのですが、ぜひこども家庭庁でもこのような形でそういったノウハウを広げる機会をつくっていただけるというのは大変ありがたいことだと思っております。

○柴田事務局次長 では、亀井委員、お願いします。

○亀井委員 いろいろと今、お話が出てきたのですが、こども家庭庁さんが作られた資料の5ページ目がとても分かりやすいのでこれに沿って少しお話をさせていただくと、いろいろな課題があります。これは時系列で見た場合。ですから、ビフォア的なものだったりアフターであったり、あるいはマッチングそのものであったりというような話で、例えば先ほどの里親不調というのは後の話だよねと、あるいは不調にまでならないけれども、例えばこれは自分も親として子育てしてきてつくづく思うのですが、今日は何か面倒くさいなみたいなどころだとか突然自分の仕事がうまくいってないからこどもを不用意に叱ってしまうみたいなこともそれはやはり自分を思い返してみれば当然あるわけで、それはどういう家庭でもあるときに、それをどういうように社会が支えるかというのは結構大事なところなのではないかなと思います。

ですから、今、何を申し上げたいかということ、まず一つは、せっかくこの5ページ目で作っていただいて①から⑥までそれぞれ課題があるわけですが、それぞれについて何ができそうなのか、あるいはうまくやっているところはあるのか。もちろんうまくやれてないところをどう考えるかということ、そこは伏せながらどういうように共有していくのかという工夫が必要なのだと思うのですが、ここら辺のところ、しっかりどういうようにやれるのかということについて、もし何かお考えがあったらぜひ。先ほどのいろいろな情報共有の場ということはあるのだと思うのですけれども、そこはぜひ教えていただければと思います。

これは何が言いたい、ここのところは先に少しお話をさせていただくと、やはりこれは自治体の最終的には自治事務であるというところが一つ国からすれば大きな言い方は悪いですがボトルネックになっていて、どうしてもこれは市町村、自治体ごとのばらつきが出てしまうよねと。そこには例えば今、高島市長がいらっしゃいますけれども、首長の意思であるとか、あるいは長の補佐機関である職員の意思であるとか、あるいは専門職の意思であるとか、あるいは地域の資源そのものがどのぐらい豊かかそうでないかみたいなどころであるとか、そういったことも当然あるでしょうし、今、申し上げた意思だけではなくて能力というかケーパビリティというか、こういうものがなかなか備わっている、備わっていない、あるいは大きな自治体であれば広域でサポートできるが、小さい自治体であればなかなかそこが、では、隣と何か一緒にできるのかなみたいなどころがあったりするのだと思いますので、この辺り、どういうように考えていったらいいのか、基本的な考え方と、それから、具体策は何かあればぜひ教えていただきたいと思います。いかがでしょ

うか。

○こども家庭庁　今いただきました、まず課題に応じて何か対策とかそういったものはあるかというお話でございますが、先ほど申し上げた自治体からのヒアリングの中で私どもも必ずしも十分把握していなかったことの幾つか取り上げさせていただくと、一番最初の登録の問題。これは一般的にいわゆる行政的な周知、広報啓発という言葉で簡単に片づいてしまうのですが、実際自治体の取組を見てきますと、いわゆる里親等委託というのは都道府県行政ではありますが、実際に里親になりたいと、もしくはなろうと思う方々というのは地域の方々ですので、そういった情報というのは実は基礎自治体のほう、市町村のほうにある。ですので、都道府県と市町村がうまくタイアップをして広報活動をやっているという自治体もございます。こういったことはまさに一つのヒントになりますので、私どものほうから都道府県に発信をしていくというようなことをしているところでございます。

また、委託同意の問題でございますけれども、これはどういうことかといいますと、いわゆる保護者、実親から引き離すとき、保護者分離をするときに実親さんの同意が取れるか取れないかというのが実はケースワークの現場ではかなり難しい問題になっております。施設だったら同意するけれども、自分の子を取り上げられてしまうかもしれない、里親には同意できないというような親御さんが実際にいます。

これにつきましては、実際そこはかなり力を入れている自治体というのは、今、児童相談所の職員さんが非常に若い方が多くて経験が積まれてない、なかなか実親を説得するのが難しいという声がある一方で、しっかりそこに力を入れている自治体はいわゆる実親さんにかなり丁寧に説明するためのチラシというのを作って、これは誰であっても、ベテランであっても新人であっても、そのチラシをしっかりと実親さんに渡して丁寧に説明すればできる、そういった工夫というのは実際しております。ですので、そういったチラシの例なんかを我々のほうから展開をしながら各自治体の格差というのを少しでも減らしていきたいと思っているところでございます。

それから、いわゆる地域資源でございますが、これは実際先ほど若年人口が減っているところの問題がありましたけれども、一方で、例えば東京都なんかであると施設もいっぱいだし、一時保護所もいっぱいだし、預けられる里親さんもないという非常に難しい都市部というのもございます。この地域の資源というものを我々がどう受け止めながらやっていくかということについては実は本当に難しい、そこについてはなかなかストレートな解決策というのではないのではないかと考えております。

○亀井委員　ありがとうございます。

大変大事なところをいろいろとお話しできる範囲でしっかりしていただいたかなと思います。ぜひここら辺のところ、それぞれの課題に応じてしっかり取り組んでいただければ

なと思いますし、これはもう多分既に共有していますけれども、総務省の行政評価局さんが里親さんですとか里親さんを支援されてらっしゃる方に直接聞かれて、いろいろと聞いてみると確かにこれは必要だなと思ったのは、例えば保育所の優先利用みたいなことができるとやはり何かこれは預けたほうがいいなと思ったときに預けられるとそれは里親不調になかなかつながりにくいであるとか、あるいはショートステイとか一時保護であるとか、それから、先ほどもお話がありましたが、やはりしっかり里親も親として勉強していくみたいなのところというところもとても大事だと思いますので、こういったところを地域ごとにしっかりできるようにまたそれも御支援いただければありがたいなと思いました。

以上です。

○柴田事務局次長　いかがでしょうか。

金子委員、お願いします。

○金子委員　先ほど市長からもありましたけれども、里親だけではなくて全体としてパッケージで政策を考えていかなければいけないという中で、今、頂きました資料の２ページ目に、いわゆる小規模児童養護ホームがあって、グループホーム、こちらのほうがなかなか進みにくい。いろいろ本来であればキャパの不足している都市部であればますますこういうものを作ったりすることも非常に必要かと思うのですが、一方で、これは小規模にするとどうしても人員の加配の問題とか夜勤の問題もあって、都市部であればあるほど人手不足の問題も大きくて、こういう里親施設全体を通じて今、ここを支援する人手というのをなかなか確保するのが難しいといったところに対して、いろいろ処遇改善の加算等もついているかと思うのですが、中長期的にどういようにお考えになっているか教えていただけますでしょうか。

○こども家庭庁　いわゆる施設の小規模化、これはこども家庭庁が、里親等委託と同時に進めているところでありますが、今、まさに御指摘いただいたとおり、施設の現場からは施設を小規模化あるいは分散化するとまず施設の職員を分散しなければいけないので非常に人的に厳しくなると。実際、それで必要な加配しなければいけない、増やさなければいけない職員は現に児童保護費等負担金のほうで財政措置はされているのですが、単にこれはお金の話だけではなくて、実際分散化させたときはそれなりにベテラン級の職員を各ホームのほうに最低でも１人は配置しなければいけないと。このベテランの職員というのも先ほど児相の話をしましたけれども、なかなかこの福祉の現場では今、育たないというような問題があって、いわゆる施設の職員の人材育成というのも大きな課題になっています。ここについても私ども、当然問題意識がございまして、例えば施設の職員の処遇改善だけではなくて、いわゆる職員の募集であるとか、もしくは人材確保であるとか、そういったところに手当をしながら進めていきたいと思っていますし、現に今、施設協議会

の方々にもいろいろな発信をしながら進めているところではあります。

○金子委員　ありがとうございます。

○柴田事務局次長　大屋委員、お願いします。

○大屋委員　ちょっと細かい制度の話について確認したいと思います。これは都道府県、政令指定都市、特別区でやっておられる事業だと承知しています。先ほど御説明を聞いてそうかと思ったのだけれども、つまり、普通、確かに対人行政は市町村が多いのですよね。都道府県は対物が多いのですけれども、これは確かに対人行政なのだが、個別市町村ではやり切れないので都道府県。だけれども、それは顔が見えないところであってという難しさがある事業だなと先ほどちょっと実感したのですが、そこでそれらのやっている自治体さんをまたいで里親さんが転居したときに登録をやり直さないといけないという問題があると伺ったのですが、これは事実ですか。

○こども家庭庁　まず事実でございます。転居した場合は転居先の自治体で改めて申請をしてトレーニングを受けて研修を受けて児童福祉審議会の審査を経て登録という手続になっております。

○大屋委員　どのぐらい頻繁にあるケースかという、それは疑問だとは思いますが、ただ、手続的に単にやり直すだけならともかく、研修までやり直すとなるとこれはかなり負担が重いという気はするわけですね。自治事務だからという話はあると思うのですが、こんなことを言って後で総務省から怒られるかもしれませんが、自治事務で非常に不都合があるのであるならば、それは法定受託事務とかに変更することを考えるべきであるし、そこまでいかないでもやはりこういう事情は非常に不合理であるので、だとすると研修制度とか認定制度については何らかの共同化をするというような、広域化して一組にってしまうとか、そういうことを考えたほうがいいのではないかと思います。現状でこども家庭庁さん、この点については手を打っておられるところなのではないでしょうか。

○こども家庭庁　まず転居した場合に先ほど正規の手続で申し上げれば申請、トレーニング、登録となります。一方で、ある自治体からある自治体に転居した場合に、それまで里親登録をされていた方、もしくは実際の里親養育をされていた方であれば、それまでのその自治体での里親養育の様子とかその方の状況というのが非常に転居先の自治体にとっても有益になりますので、まず自治体間で情報の共有をしてほしいと。もちろん自治体間で共有するに当たっては当事者である方が転居先で里親をまたやりたいという意思表示を転居前に転居元のところに伝えるとともに共有することについて同意は必要でございますけ

れども、その上で、実際に転居した後、一定の要件をクリアしている場合は先ほど申し上げた研修の免除というのは既にやっております、また、今年度、それにつきましては9月に改めて取組をお願いする通知を出したところでございます。

○大屋委員 ありがとうございます。もう少し強化してほしいなとちょっと思ったということだけ申し上げておきたいと思います。

○柴田事務局次長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

高島委員、お願いします。

○高島委員 やはり自治体といっても本当に規模も性格もいろいろ違いますし、社会資源、いわゆるNPO法人との連携の在り方とか児童養護施設とか乳児院の数や体制とかも本当にいろいろ自治体によって違うので、やはり展開をしていく上には人口ですとか、また地域の特性に合わせたチューニングというのは大事だろうなというのは本当に現場として思います。

里親登録の裾野を広げる取組として、一時保護ですとかショートステイというのは、これは里親登録とかこどもの受入れに対する里親の心理的なハードルを下げる効果が見られて里親の開拓には有効であると本当に現場としても感じています。里親のスキルアップですとか、また、個々の里親の養育力を把握できる機会にもなるので、質の高い里親支援につながる取組だなと考えています。

また、一時保護ですとかショートステイの実施に当たっては、フォスタリング機関ですとか児童家庭支援センターというのが里親と行政間のコーディネートを担当しまして、これを推進するには、この調整機関の存在と体制の強化というのが必要だと感じております。

それから、里親委託の推進に向けて補助率のかさ上げなどを実施する里親委託・施設地域分散化等加速化プランというのが令和6年度末までであったのですね。これは里親養育を推進する上で自治体にとって財政的なインセンティブとして大変有効な取組だったと思いますし、また、地域の里親支援体制の充実のためにはこういった財政支援というのも引き続き必要だと感じております。

以上です。

○柴田事務局次長 ありがとうございます。

お時間も近づいてまいりましたので、大屋委員におかれましては取りまとめのほうの作業に入っていただければと思います。

それでは、ここで平大臣から何かコメントがありましたらよろしくお願いいたします。

○平行政改革担当大臣 有識者の皆さん、ありがとうございました。高島市長もありがとうございました。

幾つかあるのですが、まず、この事務局の3ページの各市とか県の数字を見れば、福岡市の数値が突出をしているということで、今、高島市長からのお話もいただいたけれども、俯瞰すれば多分熱意があってリーダーシップがある首長がいて、行政とNPOがあって、NPOにかなりのノウハウがあって、放っておくとNPOと行政はうまくいかないところをちゃんと首長が入ってビジョンも持ってちゃんとフォローアップもしていると。このエコシステムがないと、いいNPOを入れても回らないという話なので、ここはよく分析をしてもらいたいというのが一つと、さらに言うと、かなりこのNPOがノウハウを持っているのだと思うのです。それは単なるノウハウだけではなくてもう少し深掘りをして、どういうトップの人がどういうビジョンでみんなどういう熱意でやっているのか。だから、そういったNPO、行政、首長の構造、エコシステムとNPOの機能のところをもう少し掘り下げて、それを水平展開するときには何が必要になるのか、もしくはこども家庭庁はこういった福岡の事例を水平展開すべく、高島市長の力も借りて全国的に啓蒙活動とかフォーラムとかをやってもらいたいなというのは一つです。

2つ目は、アプリの話が、アプリというかデジタルでもっとできないのかという話がありました。こども家庭庁の答弁は、いろいろな悪い事例も含めて分析をしてソリューションを出しますというのもあるのだと思うのですが、日々悩みを抱えている里親同士が何かちょっとした悩みを打ち明けられるような仕組みがあるのかどうか分からないけれども、例えばデジタル庁でいえば自治体のシステム担当者のいろいろな悩みをお互い相談し合うSNS、Discordでやったかな。Slackでやっているのです。だから、もしかしたら、個人情報とかいろいろな配慮をするところはあると思いますが、もっと早い時点でいろいろなそういったサポートとかお互いの悩みを共有できるようなものができないか。もしくは、1、2年前の事例でソリューションを出してくるのではなくて、今、足元のデータなりそういった悩みに対する対応の仕方がないかどうか。それはぜひ検討をしていただきたいと思います。

私からは以上です。

○柴田事務局次長 ありがとうございます。

○平行政改革担当大臣 せっくなので高島さん、このNPOが何でこんなすごいのかと、その辺、もう少しあったら教えてください。

○高島委員 NPOがどうして強いのか、本当に以前、最初から結構力を入れて、子どもの村というのが福岡市、あるのですよ。里親の皆さんが集まって暮らすという場所なのですけれども、こういったのもすごい早い段階でNPO中心に取り入れて、福岡市内のある地域でやっ

ているのですが、最初はどのようなこどもが来るのかという反対運動みたいなこともちょっとあったのですが、今ではもう本当に地域を挙げてその里親の皆さんが集まって暮らす子どもの村というところ、支援したりというように本当に一緒になって、行政と一緒にNPOとも共に歩み、つくり上げてきたという、この信頼関係をやはり丁寧につくり上げてきたというのはすごく大きかったかなと思うし、特別なスペシャルなことがあったというよりも、本当に長く時間をかけて取り組み続けてきた結果だと思っています。

あと確かにうちで以前、フォーラムを開いて全国の里親関係の行政の担当職員が集まったりとか、NPOの皆さんが集まってセミナーというかフォーラムをやったときも、終わって懇親会とかで私も結構首長でここまで詳しい人がいるとは知りませんでしたとか、うちの市長は全然分かってないですなんていうことを結構言うことがあって、ほかのジャンルは結構首長と各部署は意見交換をするのですけれども、結構個人情報絡んでいるということもあるのか、ステークホルダーが多いというのもあるのか、あまり首長まで上げられていなくて一緒に話を聞くという機会がほかの自治体でもやはり少ないのかなというのは感じていて、でも、こういった話を各首長たちが集まった場でテーマとして上げてみんなにお話しするとすごくみんな問題意識を持って取り組もうとなるので、そうした首長同士の横のネットワークもそうですし、あと国のやはり補助金というようなところもあると政策として間違いなく落とし込めるので、それをきっかけに行政同士、首長同士も話をできるのかな。

ごめんなさい、思いつ切りこれですということをストレートに言えなかったのですけれども、ちょっとお話しさせていただきました。

○平行政改革担当大臣 ありがとうございます。こども家庭庁、よく参考にして展開を考えてください。

○柴田事務局次長 ありがとうございます。

それでは、最後に、大屋委員のほうから取りまとめをお願いいたします。

○大屋委員 以下のような文面にさせていただければと思います。

里親等（里親及びファミリーホーム）への委託率の目標達成に向け、これまでも様々な取組を行い、里親等委託率は着実に上昇してきている。こどもの最善の利益を図りつつ、目標を達成するため、課題は様々であるが、特に以下の事項に取り組む必要がある。

現状の政府の数値目標は、家庭養育優先の原則の下、里親委託を推進する観点から必要なものだが、これが現場の感覚・取組や社会的養護の実態を踏まえたものになっているかについては、適時適切に検証をしていく必要がある。定量的な評価は難しいと考えられるが、インタビュー調査などによって目標自体の適切性を常に確認する必要がある。

里親等への委託に至る一連の流れを、里親等の認定・登録、里親と里子のマッチング、

里親に対する支援・指導といったフローごとに分け、それぞれのフローに焦点を当てて里親等への委託を含むこどもにとっての最善の対応を進めるための課題を洗い出し、解決策を講じることが重要であり、各フローにおける実態把握を行い、効果発現の経路について速やかに検討すべきである。

国は、里親支援センターを中心に、里親養育包括支援事業も活用しながら、地域の里親支援体制の充実のために必要な財政支援を引き続き行っていくべきである。その上で、地方自治体がより適したメニューの組合せを選択・実施できるよう、里親支援だけでなく社会的養育に対する支援の全体像をパッケージ化して示していくべきである。

現状の里親等の登録率や委託率については地方自治体間でばらつきがあり、これらの指標が高い地方自治体の取組をほかの自治体に展開することが重要である。展開に当たっては、これらの高い指標を達成できている背景・環境等を詳細に分析し、その結果も踏まえたきめの細かい対応を行うべきである。また、委託率が低い地方自治体に対しては、その取組状況や課題等を継続的に把握して、必要な助言を行うなど、伴走型で対応していくべきである。

里子になり得る要保護児童は、両親の死別や虐待等を経験し、日常生活においてもケアや配慮が必要となるケースが多いと考えられる。専門里親以外の里親に対しても、専門的ケアを必要とする児童を養育するために必要な知識・技能を習得してもらえる環境を整備するとともに、里親を支援する機能等を施設に持たせる高機能化、多機能化の施策なども併せて推進すべきである。

里子を養育するための費用を賄うため里親手当などが支給されているが、幼稚園に係る費用は実費支給されているのに対し保育所等に係る費用は実費支給されていないなど、里親を取り巻く環境に必ずしも整合しない部分もあり、実費支給の在り方について検討すべきである。また、共働きの里親による養育環境整備のための保育所の優先利用措置の周知や、里親による短期間のこどもの預かり（ショートステイや一時保護等）の支援に積極的に取り組むと同時に、この短期間の預かりの調整を担う機関の強化等も必要である。

登録里親が都道府県、政令指定都市や特別区をまたいで転居した場合、登録が抹消され、再度の登録が必要となっているが、登録里親の負担を軽減するためにも、登録里親が転居した場合であっても従前の里親登録が有効に機能する仕組みなどの方策を検討すべきである。

里親等委託率を上昇させていくに伴い、マッチングした後に里親による養育が不調となり、委託解除となってしまう事例が増えることも予想される。これまでの不調事例も含め、不調となった原因・背景や改善策についての各地方自治体の振り返りを全国で体系的に共有する仕組みを検討すべきである。

以上です。

○柴田事務局次長　どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本テーマに係る議論を終了させていただきたいと思います。
どうもありがとうございました。